

# 所沢市議会基本条例の一部を改正する条例（案）についての意見提案手続 ご意見と市議会の考え方

令和3年5月18日から6月7日まで実施した「所沢市議会基本条例の一部を改正する条例（案）への意見を募集します」について、5人の方からご意見をお寄せいただきました。

寄せられたご意見と、条例（案）へのご意見に対する所沢市議会の考え方について公表します。  
お寄せいただいたご意見は、議会改革に関する特別委員会における協議の参考とさせていただきます。

## 1. 意見募集の概要

- (1) 募集期間 令和3年5月18日（火）から6月7日（月）まで
- (2) 意見受付 直接持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請のいずれか

## 2. 意見総数

人数 5人（内訳：直接持参0人／郵送0人／FAX1人／電子メール2人／電子申請2人）

## 3. 寄せられたご意見等

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する市議会の考え方
1	<p>第28条第1項 「災害時等」の定義をしないのなら、本文中において、「〇〇等」という抽象的な表現を避けて具体的に記述すべきである。</p> <p>『議会は、災害及び感染症まん延防止時においては議長を中心に、災害対策会議を招集し市内の被害状況等の情報共有を図り、かつ市長等との情報共有を図ることにより、適切な対応について協議し、市民の安全確保と被害の拡大防止に努めるものとする』</p>	<p>対象とする災害については議会BCP素案で規定しております。所沢市議会独自として富士山や浅間山の火山災害も規定したところです。しかしながら、新型コロナウイルスも含め、今後想定し得ない災害時にも対応できるようにするため、「等」と記載しています。</p>
2	<p>1. 「第28条第1項」 「災害時等」の「等」について ・規則、条例等においては極力「等」は使用せず、可能な限り明確化を図るべきである。本条例においても「政策的識見等」「政策等」「市長等」「追加等」「計画等」「本会議等」「調査研究等」「事例等」「参考人制度等」「市民等」などの使用がみられるが、その「等」の内容、範囲は前文等から理解できる。 ★「災害等」の場合、その内容、範囲は千差万別になる可能性もあると思えることから、他計画との整合を図りつつより明確な記述にすべきと考える。</p> <p>2. 「第28条第2項」 「議長が別に定める」について ・本条例の中で、他に「議長が別に定める」案件はない。 ・「議長が別に定める」場合の要領が不明確である。 ・第31条では「議会は、前項に・・・措置を講ずるものとする。」となっている例がある。 ★以上のことから、次の2案を提案する。 ①「議長が別に定める」のであれば、その要領等も明確にすべきである。 ②「議会が別に定める」もしくは第31条に倣うべきと考える。 ★ただし、議員の行動は「議員報酬」との関係もあることを十分に踏まえるべきと考える。</p> <p>3. その他（改正関連）「第28条第1項」「市民の安全確保と被害の拡大防止」について ・第1項では「市民の安全確保と被害の拡大防止に努める」となっているが、災害等発生時に限定した記載になっている。 ・説明資料中「1. はじめに」概要が記載されており、この機会に本内容もみなをすべきと考える。 ★「市民の安全確保、被害の拡大防止、迅速かつ適切な災害等対策活動及び災害等からの復旧・復興に努める」に改正すべき。</p>	<p>第28条の2項がないために、議会BCPを設置する根拠がありませんでした。この「議長が別に定める」とは、災害時の組織体制や議員の役割などについて、議会BCPを定めることができることを指し、その根拠としての条文となります。また、ご提案につきましては、貴重なご意見として承りました。今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

3	<p>第28条(1)項 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、「災害時等」と改めることに、賛成します。</p> <p>同条(2)項 議会の災害時対応マニュアルや議会BCPを策定する根拠条文の新設について、議会BCP新設のため賛成します。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
4	<p>全て agree。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>
5	<p>第28条第2項 条例の改正を支持します。 BCPは本来企業の戦略であるが、市議会がこれに倣い、市民・地域のために経営感覚を身に着けることは合理的であると考えます。</p>	<p>貴重なご意見として承りました。</p>

【問い合わせ先】	所沢市議会事務局
	TEL:04-2998-9256 / FAX:04-2998-9222
	E-mail:a9256@city.tokorozawa.lg.jp